

- 緊急人材確保対策を推進します
- 第1回大学生等就職フェアを開催しました
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター静岡において「生産性向上支援訓練」をスタート！
- 9月は障害者雇用支援月間です
- 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施します
- 平成29年度 静岡県最低賃金が改正されました
- 合同就職相談会（運輸業・建設業・警備業限定）開催のお知らせ
- ストレスチェック制度の適正な実施について
- 静岡県有効求人倍率（平成29年7月内容）



## 緊急人材確保対策を推進します

 職業安定課  
054-271-9950

### ～深刻さを増す人手不足に対応するため国と県が連携協力し、緊急人材確保対策を推進～

静岡労働局は、国と県が連携協力し人手不足対策に着手する全国でも初めてのケースとしての「緊急人材確保対策」を推進します。

ハローワークにおける求人者支援の取組として、ハローワーク浜松の「人材確保対策コーナー」に加え、県内他の全てのハローワーク（16か所、出張所を含む。）においても「人材確保支援コーナー」を設置し、また、ハローワークに配属されている求人者支援員を「人材確保コンシェルジュ」と任命し、事業所を戸別訪問し相談支援を実施するなど、人手不足に悩む事業主への支援を行います。

また、少子高齢化が進む中で、人手不足は今後も継続するおそれがあることから、県内企業の働き方改革の実現に向け、県内企業トップに対するセミナーを実施するとともに、主に中小企業の生産性の向上を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター静岡において「生産性向上支援訓練」を開始するなど、働き方改革を推進します。

#### I ハローワークにおける求人者支援の強化（その1）

1. 全てのハローワークに「人材確保支援コーナー」を設置し、人手不足で悩む事業主への相談支援を実施
2. 全てのハローワークに配属されている求人者支援員（25名）を、「人材確保コンシェルジュ」として任命し、人手不足に悩む事業所を戸別訪問
3. 就職面接会（ミニ面接会を含む。）の1,000回以上の開催を目指す（実施分を含む。）。

#### I ハローワークにおける求人者支援の強化（その2）

4. 短時間就労可能求人の確保
5. 業界団体の魅力発信
6. 求職者への働きかけ



#### II 働き方改革の推進

1. 働き方改革の実現を推進するため、県内企業トップに対するセミナーを実施し、気運の醸成を図る。
2. 中小企業等における生産性の向上を図るため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ポリテクセンター静岡において「生産性向上支援訓練」を新たにスタート。
3. 一般社団法人静岡県信用金庫協会、静岡銀行との「働き方改革に関する包括的連携協定」に基づき、人手不足に悩む企業情報の提供を受け、全ハローワークにおいて企業訪問を実施し、助成金等の支援制度に関する相談支援の取組を推進。

## 第1回大学生等就職フェアを開催しました

 職業安定課  
054-271-9950

静岡新卒者等就職・採用応援本部（静岡労働局、ハローワーク、静岡県等）では、平成30年3月卒業予定の大学（院）、短大、高専、専修学校等の学生（新卒卒での就職を希望する卒業後3年以内の求職者も含まれます）を対象に、第1回大学生等就職フェアを平成29年8月29日（火）キラメッセぬまづ（沼津市）、9月4日（月）グランシップ（静岡市）、9月11日（月）アクトシティ浜松（浜松市）で開催し、合計265社、282人の求職者の参加がありました。

当日は企業ごとに設けられたブースで、人事担当者より会社の説明や募集中の求人について説明が行われました。

また、若手社員（採用後4年以内社員）によるパネルディスカッションを開催し、自身の仕事の内容や就職活動の経験、会社を決めた理由等について発表をしていただきました。



◆ 労働生産性を向上させるための会員企業の人材育成に取り組む事業委主団体に対して、ポリテクセンター静岡が職業訓練を委託して実施します。（初年度8コース（1コース20名程度））個人企業への委託訓練と合わせて300名程度を実施します。

【生産性向上支援訓練とは】

- 企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、IoT、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するための訓練。
- 新任層から管理者層まで、幅広い階層に対する訓練カリキュラムを提供。
- 条件を満たせば、人材開発支援助成金の活用が可能。

### ポリテクセンター静岡とは

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置、運営する公共職業能力開発施設です。ポリテクセンター静岡を含め、全国に61ヶ所設置されています。  
求職者の再就職を支援するための職業訓練、中小企業等で働く方々を対象とした職業訓練や人材育成等の支援を行っています。

## 9月は障害者雇用支援月間です

職業対策課  
054-271-9970



静岡県障害者雇用促進大会 表彰式の様子

9月は障害者雇用支援月間です。

平成29年9月11日（月）に、平成29年度 静岡県障害者雇用促進大会が開催され、静岡労働局長（高森 洋志）が来賓祝辞及び厚生労働大臣表彰（優秀勤労障害者）の伝達を行いました。

また、大会では、精神障害者の雇用を促進するため「基礎から学ぶ精神障害者雇用」～採用から定着まで～と題して、城北公園クリニック院長（佐野 秀典氏）が記念講演を行いました。

また、県内のハローワークで「障害者就職面接会」を7会場で開催するとともに、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を今回初めて5会場で開催します。

※詳しくは静岡労働局HPをご覧ください。

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>  
ホーム > ニュース&トピックス > 報道発表資料 > 2017年度

## 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施します

雇用環境・均等室  
054-252-5310

無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで残り半年となる中、静岡労働局は、企業や有期労働契約で働く方への無期転換ルールの周知広報の取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成29年9月、10月を「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間としてキャンペーンを実施します。

### 企業向け説明会を実施します

労働局及び浜松労働基準監督署、三島労働基準監督署において、企業向け「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請に関する相談会を下記のとおり開催します。

相談会名	開催日時	場所	定員	内容
東部地域相談会	10月6日（金） 13：00～16：30	三島労働基準監督署会議室	30社程度	企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請についての相談が出来ます。
西部地域相談会	10月13日（金） 13：00～16：30	浜松労働基準監督署会議室	30社程度	

相談会への参加は、「事前に申し込みが必要」です。

詳細は、静岡労働局 ホームページを確認していただくか、静岡労働局 雇用環境・均等室「無期転換」若しくは「有期特措法」担当（Tel.054-252-5310）までお問い合わせください

### 特別相談窓口を設置しています

静岡労働局において下記の通り特別相談窓口を設置しています。

常時相談窓口		
相談窓口	相談時間	内容
静岡労働局5階 雇用環境・均等室 Tel.054-252-5310	開庁日 9：30～16：30	企業向け労働契約法第18条「無期転換ルール」導入、「有期雇用特措法」申請について来庁されての相談、及び、電話相談が出来ます。

この無期転換ルールについては「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご確認ください。（<http://muki.mhlw.go.jp>）

静岡労働局 相談会については静岡労働局HP内の「無期転換ルール・有期雇用特措法」に関する相談会をご確認ください。

<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

ホーム > ニュース&トピックス > イベント > 2017年度 > 無期転換ルール・有期雇用特措法に関する相談会

- 静岡労働局長（高森洋志）は、静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の改正答申どおり決定し、平成29年9月4日付け官報に公示しました。  
平成29年度の静岡県最低賃金の改正決定状況は次のとおりです。

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生日
832円	807円	25円	3.10%	平成29年10月4日

- 改正された静岡県最低賃金の発効日（効力発生日）は、本年10月4日（水）であり、同日以後、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、時間額832円以上の賃金を支払わなければなりません。
- 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、生産性向上に向けた次の助成金により中小企業・小規模事業者の支援を行っています。

### ①業務改善助成金

賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能力の増進に資する設備投資等を行った中小企業事業主に対して、それに要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金の引上げに向けた環境整備を図ることを目的として助成するもの。

【お問い合わせ先】

静岡労働局雇用環境・均等室 054-254-6320

静岡県最低賃金総合相談支援センター 0800-200-5451

### ②キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するもの。

【お問い合わせ先】

静岡労働局職業安定部職業対策課 054-271-9970

### ③人事評価改善等助成金

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもの。

【お問い合わせ先】

静岡労働局職業安定部職業対策課 054-271-9970



静岡県 最低賃金が改定されました。

平成29年  
10月4日から  
時間額  
**832円**  
25円UP

雇う上でも働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

## 合同就職相談会（運輸業・建設業・警備業限定）開催のお知らせ

職業安定課  
054-271-9950

運輸・建設・警備のお仕事をお探しの方、資格はないけど興味のある方、仕事の話だけでも聞きたい方、是非、この機会をご利用ください。

個別ブースで事業所の担当者から直接話を聞くことができます！

### 東部会場

日程：平成29年10月20日（金）

時間：13:30～15:30

場所：キラメッセ沼津

多目的ホール3

（沼津市大手町1-1-4）

参加予定企業数：70社

（運輸30社、建設30社、警備10社）

### 中部会場

日程：平成29年10月6日（金）

時間：13:30～15:30

場所：グランシップ静岡

大ホール 海

（静岡市駿河区池田79-4）

参加予定企業数：90社

（運輸40社、建設40社、警備10社）

### 西部会場

日程：平成29年10月13日（金）

時間：13:30～15:30

場所：浜松市総合産業展示館

第2展示場

（浜松市東区流通元町20-2）

参加予定企業数：60社

（運輸25社、建設25社、警備10社）

※参加企業は、開催日の1週間前に各ハローワーク窓口及び静岡労働局ホームページにおいて公開する予定です。

※参加予定企業数は、変更となる場合もあります。

※来場の際には、公共交通機関をご利用ください。全ての会場に駐車場はありますが、東部・中部会場は有料となります。）

県内のストレスチェックの実施状況

職場におけるメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的に、平成27年12月から50名以上の労働者使用する事業場に対し、年1回のストレスチェック実施及び労働基準監督署への報告が義務付けられましたが、(50名未满是努力義務)平成29年6月末時点の状況は以下のとおりです。

ストレスチェック制度実施率 **87.8%** (全国82.9%)

ストレスチェック実施事業場のうち

- (1) ストレスチェックを受けた労働者の割合 86.2% (全国78.0%)
- (2) 医師による面接指導を受けた労働者の割合 0.9% (全国0.6%)
- (3) 集団分析を実施した事業場の割合 69.2% (全国78.3%)

ストレスチェック制度の目的は、  
・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと  
・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること  
などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



静岡労働局では説明会、個別指導などを通じ、対象事業場に対してストレスチェック制度の実施に向けた取り組みを進めてきました。今後は、

- 1 ストレスチェック未実施事業場に対する個別指導
- 2 全国労働衛生週間を契機とした説明会、自主的取組の促進

などを実施し、メンタルヘルス対策の一層の充実を図り、100%の実施を目指します。

また、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策を推進させるため、静岡産業保健総合支援センターによる教育・研修の実施、企業の取組に対する助成金等の各種支援事業の充実を図っています。

静岡県有効求人倍率 (平成29年7月内容)

<雇用情勢の概況> 県内の雇用情勢は、引き続き改善が進んでいる



◎有効求人倍率 (季節調整値) は1.57倍となり、前月と同水準となった。4か月連続で1.5倍台で推移している。全国値は1.52倍 (対前月差0.01ポイント上昇)。全国値を5か月連続で上回った。

死亡事故災害発生状況

	H29年		前年同月
	8月発生分	累計	
製造業	0	7	6
建設業	0	1	5
運輸業	0	2	3
農林業	0	0	0
その他	2	4	4
合計	2	14	18

平成29年8月31日現在

編集/発行

静岡労働局 雇用環境・均等室  
〒420-8639  
静岡市葵区追手町9番50号 (静岡地方合同庁舎3階)  
TEL <054>254-6320  
FAX <054>254-6543  
<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>